

貿易関係証明申請者の皆様へ

横浜商工会議所 国際部

EU 向け繊維製品に関する原産地証明書発行手続きの変更について

これまで、EU 諸国向けの原産地証明取得において、当該商品が繊維製品の場合、EU の規定 (Council Regulation (EC) No 1541/98 of 13 July 1998) により原産地証明書の提出が義務付けられておりましたが、2011年10月4日付け EU 官報“Official Journal of the European Union (4 October 2011)” に、「EU に輸入する繊維製品について、これまで必要としていた原産地証明書の提出は不要」とする旨が公表されました。

これを受け、EU 諸国向けの繊維製品に関する原産地証明書の発行の際に追加資料として提出して頂いていた「ヨーロッパ諸国向け繊維及び同製品の輸出に係わる原産地証明書に関する誓約書」及び当該商品に係わるメーカーの製造証明書または出荷案内書の photocopy の提出が不要となった旨、日本商工会議所を通じて日本政府（経済産業省）から連絡がありました。

つきましては、標記手続きを下記のとおり運用することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更点

- ① 「ヨーロッパ諸国向け繊維及び同製品の輸出に係わる原産地証明書に関する誓約書」及び当該商品に係わるメーカーの製造証明書または出荷案内書の photocopy の提出の廃止
- ② 申請業務マニュアル P25（平成 22 年度 2 月版）の「5. ヨーロッパ諸国向け繊維製品の輸出に係わる原産地証明書」の廃止

2. 運用開始

2012年2月1日（水）～

3. 注意点

- ① 原産地証明書の提出が不要となったのは、あくまで EU 諸国における通関時であるため、L/C 等の銀行決済に必要なケースや、商取引上の要請等で必要なケースがあります。
- ② 輸出品が外国産となる場合は、他製品と同様、外国産商品の原産地証明書に係わる所定の申請方法にてご申請ください。

4. 参考

経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/2011/01/20120106003/20120106003.html>